

新館開館五周年を迎えた広島市公文書館

池本 公二
広島市公文書館

1. はじめに

広島市公文書館は、昭和 52 年 (1977) 4 月 1 日に開館しました。

この時期、広島市は、政令指定都市移行に向けて周辺町村との合併を進めており、その中で、大量の公文書が市に引継がれました。これら公文書はその地域の歴史を伝えるものであり、原爆によって多くの公文書を失った市にとっても市域の歴史を補完するものとして貴重でした。この公文書の散逸を防ぎ、保存・活用を図るための施設として公文書館が設置されました。新設といっても、市立中央図書館に間借りし、しかも、職員は市史編さん室との兼務でした。

それでも昭和 53 年 3 月には、館の研究成果を示すものとして『研究紀要』を、昭和 54 年 3 月には公文書の引継・整理を行い、『資料目録』を刊行しました。

昭和 61 年 1 月には、市役所本庁舎近くの西庁舎 1 階に移転しました。同年 4 月からは、市史編さん室の廃止に伴い、その業務を引継ぐとともに、行政管理課から行政資料の管理事務、現用文書の引継・保存・廃棄業務が移管され、さらに同年 6 月からは公文書公開制度の統一窓口となり、公文書館機能の拡大が図られました。

平成 14 年 (2002) になると、市街地再開発事業により西庁舎が取り壊されて新しい建物が建つこと

になり、平成 16 年竣工した建物 (11 階建) の 6～8 階に入居しました。これにより、分散して保管していた資料を集中して管理し提供できる体制が整い、公文書館は新たな出発を迎えることになりました。

2. 公文書館の業務

公文書館の主な業務を次に紹介します。

2. 1 行政資料等の提供及び市刊行物の販売

閲覧室には、市民や職員が自由に閲覧できる行政資料や歴史資料があります。これら資料は原則閲覧のみですが、有料で複写サービスも行っています。また、資料の利用相談にも応じています。さらに、市の刊行物の販売窓口として、公文書館の刊行物や市の各課が作成した『市勢要覧』、『実施計画』などの刊行物を販売しています。平成 20 年度の入館者は 8,167 人でした。

2. 2 情報公開及び個人情報保護

昭和 61 年 6 月 1 日から公文書公開制度を運用し、平成 13 年 4 月 1 日から情報公開制度に改め、対象公文書の拡大などを行い、平成 19 年 9 月からは、何人も開示請求をすることができることとし、より一層の情報公開を進めています。また、個人情報保護については、平成 8 年 10 月から個人情報保護条例を施行し、平成 16 年 (2004) からは、請求の対象となる個人情報の拡大などにより制度の充実を図っています。公文書館は、これらの制度運用に係る事務の指導・助言及び総合窓口としての事務を行っています。平成 20 年度の運用状況は、情報公開は 299 件、

池本 公二 (いけもと こうじ)
広島市公文書館主幹 (事) 歴史資料係長。
平成 20 年度より勤務。

個人情報 は 80 件の請求がありました。

2. 3 保存文書の引継・保存・廃棄

公文書館は、市の中間書庫としての機能を持っています。広島市文書取扱規程で、文書の完結後各課で 1 年間保管された 3 年以上の保存文書は、公文書館（区にあっては、区政振興課）に引継ぐことになっています。

公文書館では、引継ぎを受けた永年・10 年保存文書については、原則として目録作成等の再整理を行い、専用のファイルに文書を綴じて書庫に保管し、3 年・5 年保存文書は、内容等を確認後書庫で保管しています。これら保存文書は文書作成課の職員であれば、閲覧・貸出・複写ができます。また、保存年限を経過した文書は、文書作成課と協議のうえ廃棄処理を行っています。このとき、歴史的文化的資料として保存価値があると認められる文書は廃棄せず公文書館に引継いでいます。

2. 4 行政資料の登録・提供

市民への情報提供の充実と職員の事務能率の向上を図るため、広島市行政資料管理規程により、資料作成時の公文書館への登録及び完成品の送付を義務付けています。これにより市の作成する資料の集中管理と市民への一元的な提供を行っています。

2. 5 歴史資料の収集・保存・整理

市史の編さんに向けて、広島市の歴史的文化的資料として価値を有する記録・図書・地図・絵はがき・写真・ポスター・公文書などを収集・保存しています。市民や職員に歴史資料の収集協力を働きかけるとともに、広島市文書取扱規程により、公文書についても歴史的文化的資料として保存価値を有すると認められるものを収集・保存しています。

所蔵資料には、原爆被災後、いち早く広島に入り、原爆症の科学的解明や被爆者医療の基本方針を明らかにした東京帝国大学の都築正男氏の資料や平和記念公園の設計に携わった丹下健三氏の書簡などがあります。収集した資料は順次整理を行い、これまでに 9 冊の目録を刊

行しています。また、合併した町村から引継いだ公文書についても、整理を終えたものから目録を作成し現在までに 18 冊を刊行しています。

2. 6 市史編さん

公文書館では、昭和 61 年（1986 年）3 月の市史編さん室の廃止に伴い、その業務を引継ぎ、これまでに『図説広島市史』（平成元年刊行）『図説戦後広島市史』（平成 8 年刊行）などを刊行しました。また、他の部局での編さん事業についても協力を行っています。

2. 7 展示会

公文書館の PR、歴史的文化的資料収集への協力を市民等に呼びかけるため、毎年所蔵資料を中心に特別展とロビー企画展を開催しています。平成 21 年度は、市制施行 120 周年記念事業として、民間と連携して特別展「広島市制施行 120 周年展 ひろしま・人と街の物語」を市内中心部にある百貨店で開催しました。

3. 今後の課題

開館以来 32 年にもわたり、種々の活動を続けていますが、公文書館の存在がまだ十分に市民等に認知されていない状況があります。このため、新館開館 5 周年を迎え、今一度初心にかえり展示会や閲覧室での相談業務の充実などを行い、公文書館の役割についての理解と関心を高め、利用拡大を図っていくことが必要です。このことにより、時の経過とともに散逸が懸念される広島市の姿を映し出す貴重な写真・絵はがき・文書などの地域に埋もれた資料を掘り起こし、歴史的文化的資料の保存継承を図っていくことができます。

また、「公文書等の管理に関する法律」が公布されたことにより、永年などの保存文書の引継ぎの徹底を図り、公文書は市民共有の財産であることの意識を職員間に普及させていくことも必要なこととなります。

ともかくも、今後も各種事業活動を続け公文書館が市民・職員にとってなくてはならない存在となるようにしていきたいと思えます。

データシート

- ・機 関 名：広島市公文書館
- ・所 在 地：〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル6～8階
- ・電話／FAX：082-243-2583／082-542-8831
- ・Eメール：koubun@city.hiroshima.jp
- ・ホームページ：広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.jp/>）の「施設ガイド」から
- ・交 通：市内電車＝紙屋町経由広島港方面行き 市役所前下車（徒歩約1分）
バス＝市役所前下車（徒歩約1分）



- ・開館年月日：昭和52年（1977年）4月1日
- ・設置根拠：広島市公文書館条例（昭和52年3月31日公布）
- ・組 織



- ・建 物
 - ・面積：2,707 m² [北庁舎（中区役所）地下書庫302 m²を含む]
 - ・構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造

・主な所蔵資料の概要

- ・行政資料 19,168件
- ・役場文書 41,347件
- ・歴史資料 19,127件



・開館日数／入館利用者数

244日 / 8,167人（平成20年度）

・開館時間：平日9:00～17:00

情報公開等の受付は平日8:30～17:15

・休 館 日

- ・土曜日・日曜日・休日
- ・12月29日～1月3日
- ・8月6日

・主な事業

- ・情報公開及び個人情報保護に関する事務
- ・保存文書の引継・保存・廃棄
- ・歴史資料の収集・保存
- ・市刊行物の販売
- ・展示会の開催



特別展「広島は私の街—新藤兼人監督と広島—」（平成20年度）

特別展「広島市制施行120周年展 ひろしま・人と街の物語」（平成21年度）

企画展「写真でみる懐かしの広島」（平成20年度）

企画展「広島博覧会史」（平成21年度）

企画展「新着資料展」（平成20年度、21年度）

- ・『広島市公文書館所蔵資料目録第39集』の刊行（平成20年度）